とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社

○厚生労働省告示第八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十二年三月八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

一　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　びわこ銀行健康保険組合

（二）　事務所の所在地　滋賀県大津市中央四丁目五番十二号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社びわこ銀行　滋賀県大津市

二　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　関西アーバン銀行健康保険組合

（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目二番四号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社関西アーバン銀行　大阪府大阪市　外五事業所

三　認可の年月日　平成二十二年二月十六日

○厚生労働省告示第八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月八日

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
太平洋セメント健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区明石町八番一号	東京都港区台場二丁目三番五号	平成二十一年五月一日
エイチ・アイ・エス健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都新宿区西新宿七丁目九番十号	平成二十年十一月一日
ぺんてる健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小網町七番七号	東京都千代田区東神田二丁目一番六号	平成二十一年十二月三日
東亜建設工業健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区四番町五番地	東京都渋谷区代々木二丁目十三番八号	平成二十一年十二月二十一日
大倉健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区天神橋三丁目四番二十三号	大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番十一号	平成二十二年一月四日

○農林水産省告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市椎木字上椎九一の一、字サコ五一八、五三四、五六六、五六七、五七一、五七七の一、五九三、五九四、字祝儀六二七、六七六、六八八、六九〇、六九六、六九八、七〇〇、七〇一、七〇五、七〇六、七一〇、七一三、七一四、七二〇から七二四まで、七三五、七三六、七四八、七五九、七六一、七六三、七六七、七七三、七七四、七七五の二、七七六、七七七、字水谷七八四、七八六の二、七九三、七九九から八〇一まで、八〇三、八〇四、八一二、八一四、八一六、八二一、八二四から八二六まで、八二八から八三〇まで、八三六、八四四、八四六、八四七、八四九から八五一まで、八五四、八五六、八五九の二、八六〇、八六二から八六四まで、八七二、八七五、八八〇、八八一、八八四、八九四、八九六、八九八、九一六、九二二、九三二の一、九三二の二、九三九、九四九、九五〇、字山口谷九六〇、九六七、九六九、九七〇、九八〇から九八三まで、一〇〇六、一〇〇九、一〇一二の一、一〇一二の二、一〇一四、一〇一七の一、一〇四六、一〇五八、一〇六〇の一、一〇六一の二、一〇六四、一〇六六、一〇七一から一〇七四まで、一〇七七、一〇七八、一〇八〇、一〇八三から一〇八六まで、一〇八七の一、一〇九〇の二、一〇九四、一〇九五、一一〇九、一一一〇、一一一二、一一一六、一一二〇から一一二三まで、一一二八の二、一一四〇、一一四三、一一四六、一一五〇、一一五六、一一五七、一一六四、一一六六、一一七二、一一七四、一一九三、一一九六の一、字マガ畑一一九九、一二〇三の一、一二〇五、一二〇八、一二〇九の一、一二一〇の一、一二一三、一二一四の一、一二一五の一、一二一八、一二二〇の一、一二二四の一、一二二五、一二二九、一二三七から一二四〇まで、一二四三、一二四五から一二四七まで、一二五〇から一二五三まで、一二五五、一二五六、一二六一、一二六三から一二六七まで、一二六九、一二七一、一二七三から一二七九まで、一二八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　（一）　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

（三）　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

茂木町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

茂木町（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。